

令和3年度第5回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和3年8月23日（月）11時00分～11時35分
開催場所 ザ・グランドパレス 4階オークルーム

2 出席者

(公益委員) 関口委員 段野委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
(労側委員) 川口委員 山本委員 三木委員 恵島委員
(使側委員) 平島委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

2 議題

- (1) 徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議
- (2) 特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申
- (3) 特定最低賃金改正諮問
- (4) その他

3 議事

関口会長

ただ今より、本年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。
事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は14名の委員に出席いただいております、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、3名の方から傍聴の申し込みを受けて現在3名の方が傍聴されています。加えてマスコミの方も入っております。

併せてご報告いたします。

以上です。

関口会長

傍聴される方は、事前に事務局からお渡ししている注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

本日の議事録署名人は、公益は私、労側は川口委員、使側は平島委員をお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

それでは議事に入ります。

次第1の「徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る諮問及び審議等について」についてですが、7月2日に徳島労働局長より改正決定諮問を受けました徳島県最低賃金につきましては、当審議会及び専門部会で慎重に審議を重ね、8月5日の第4回本審において、徳島労働局長あて答申したところです。

今般、この答申につきまして異議の申出がありましたので、最低賃金法第12条に基づき、これについて審議するよう徳島労働局長から当審議会に諮問がなされます。

それでは、異議申出に係る諮問をお受けしたいと思っております。

(会長へ諮問文交付)

事務局（室長）

諮問文の写しは、あらかじめ皆様方の机上に配布させていただいております。

関口会長

諮問文を、事務局は代読してください。

事務局（指導官）

代読させていただきます。

徳労発基0823第1号 令和3年8月23日

徳島地方最低賃金審議会 会長 関口 寛 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、徳島県労働組合総連合議長山本正美から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上です。

関口会長

続いて、事務局は異議申出の経緯等について説明してください。

事務局（室長）

異議申出の経緯につままして説明させていただきます。

徳島県最低賃金につまましては、8月5日、専門部会において、公益見解が示され、採決の結果、賛成多数で部会報告が作成され、その後の本審において部会報告が賛成多数で採決され「28円引き上げて時間額824円とする」旨の答申を頂きました。

この答申の要旨を8月5日から8月20日までの間、当局掲示板等に公示したところ、8月18日に、1件の異議申出が提出されました。

申出者は徳島県労働組合総連合様です。

別途配付資料に、異議申出書の写しを添付しています。

また、徳島県中小企業家同友会様から異議ではございませんが「最低賃金に対する意見書」が提出されておりますのでご覧いただければと思います。

なお、徳島県労働組合総連合様からは、意見陳述の希望があり、陳述者は森口氏の予定であるとのことです。

関口会長

ただ今、事務局から異議申出の経緯について説明いただいたところですが、「徳島県労働組合総連合様」からは「陳述」の要望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

（異議なし）

それでは、陳述者の森口さんは、5分程度で意見の陳述をお願いいたします。

森口氏

（意見陳述）

関口会長

ありがとうございました。森口さんは傍聴席へおもどりください。

それでは、異議申出の事項につままして審議を行います。

まず、労・使の委員の方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

川口委員

労働者側の川口でございます。

今、異議申出ということでご意見をいただいたところでございますけれども、私たち最賃のメンバーとしまして、地域的格差是正であるとかというところは当然のことながら論議させていただきました。当然、コロナ禍の中、経営者も厳しいが労働者も厳しいことも含めて論議させていただきましたけれども、時給1,000円を目指して行こうということは述べさせていただきました。今回、目安が出た中で28円は厳しいという状況もございますけれども、徳島の人口減少も含めて審議の中で出させていただきました。今回の28円というところで何県かは28円を上回っているところもございます。1,000円を目指して行こうということは私たち労働者側は持っています。1,500円というところは後の論議になるかと思いますが、今回は1,000円を目指して28円で答申したということでご理解いただけないかと思っておりますし、徳島県内の経営者の方の厳しさというのも報告いただいております。その中で今回、この28円という結論が出たということは、徳島として頑張った結果と思っておりますので、よろしく申し上げます。

平島委員

使用者側の平島でございます。

陳述をいただきましたので使側の意見を述べさせていただきます。

異議申入れ主旨ということで4点ほどございます。順番が逆になりますが、まず4点目の支援につきましては、具体的な内容についてはわかりませんが支援を求めるということについては、使用者側も同意見がございました。2点目の1,000円以上を求めるということですが、経営者側は最賃を上げないというわけではなく、最賃を上げていこうというのは同じでございます。経営者にとっても賃金が高いことは1つのステータスになりますので、それをノーと言っているわけではありません。1点目にも関係しますが、急激な賃金アップというのは今までの各種論文によっても明確なマイナス要因と言われております。雇用者側にマイナスになるので、ここが一番心配です。協議の中で反対もありましたが、28円上げるという結果になりました。現実に28円というのは、労働局が調査してくれていますが、企業の影響率が12%くらいになります。これは企業としては12%で終わらず、対象者、少し上の方とかを含め企業全体としてはおそらく2割を超える影響率が出て、それが10月1日から厳密に負担になってきます。申し訳ございませんが1点目についてはやはり28円かなと。それから2点目の1,000円、これも細かく言えば目標として1,000円というのは結構ですが、

先ほども言いましたように急激ということに関連しますが、ある程度のスタンスといますか、スケジュールというのをお示しいただきたいと思います。3点目の地域間格差を無くすために一律というのは、全国的にもいろいろ意見があります。これは私の私見になろうかと思いますが、地域によっては今でも生活環境の違いがあると思います。これがすべて解消されることはないと思います。ということは、同じ賃金にすれば都市機能、そういうものに優れている所に若者は行ってしまおうと思います、今のままだと大阪や東京に行ってしまうと、私は心配しています。ですから、大切なのは徳島の魅力アップとなるのかもしれませんが、3点目については私は疑心暗鬼なところがございしますが、この申出にも申し訳ありませんが賛同しかねます。

それから、個人消費が伸びないから最賃を上げてくれという件ですが、ここ数年ですごく賃金を上げましたよね。でも消費は伸びていないじゃないですか。そこを考えていただきたいです。最賃と個人消費といわれますけれど、本当はリンクしていません。最賃だけではなく、ここ数年賃金は上がっています。安倍首相のときの経団連に対する圧力もあって3%程度上げていますよ。でも消費が回復しないのはご存じのとおり社会保障、要は将来の不安でしょう。だから最賃とは別に考えるべきじゃないかという気はします。ということで、陳述いただきましたので、私なりの見解を述べさせていただきます。

関口会長

ありがとうございました。

それぞれ労使の委員から意見が出されましたのでまとめさせていただきます。

当審議会においては、労働者の生計費及び賃金並びに事業場の賃金支払い能力などを考慮し、また、中央最低賃金審議会の目安答申の内容も参考とするとともに、賃金基礎調査等の統計結果、他県の状況、更に新型コロナという今年の特殊事情を総合的に勘案し、公労使が真摯に議論を重ねて出した結論による答申であります。

異議申出された意見は、最低賃金のさらなる引上げを求める意見で、その申出理由は7月29日に開催した第3回本審で資料として配付した意見書のとおりとされております。同意見書については、第3回本審において陳述もいただいており、審議の中でその意見も考慮のうえ議論されたものと考えております。

よって、ただいまの労使の意見も踏まえ、この答申を見直す必要はなく、異議申出に対しては、8月5日の答申どおりとすることが適当であるという結論が妥当と考えます。

各委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは本日の異議に関する申出については、ただ今の結論で答申させていただきたいと思います。

事務局は答申の準備をお願いします。

準備に少し時間が掛かりますので、委員の皆さんはしばらくお待ちください。

それでは、再開いたします。

事務局は答申文(案)を代読してください。

事務局（指導官）

代読させていただきます。

令和3年8月23日

徳島労働局長 伊藤 浩之殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 関口 寛

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、令和3年8月5日付け徳島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する徳島県労働組合総連合議長山本正美からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおりに決定することが適当である。

以上です。

関口会長

ありがとうございました。

この内容で答申してよろしいでしょうか。

それでは、徳島労働局長に答申いたします。

(労働局長へ答申文交付)

以上をもちまして、徳島県最低賃金答申に対する異議申出に係る審議を終了いたします。

答申後の流れについて事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

本日の答申をもとに、徳島労働局長が徳島県最低賃金を決定し、9月1日付けの官報に公示する予定となっております。官報公示から30日経過後の10月1日に法定日発効する予定となっております。

関口会長

それでは、次第2「特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告及び答申について」に移ります。

各特定最低賃金の「改正の必要性」については、さきほど各専門部会で審議をしていただき、いずれも全会一致で「必要性有り」との結論に達し、部会報告と答申を行っております。

部会報告、答申文の写しをお配りしていますが、各特定最賃とも同じですので、事務局は代表して造作材の答申文を読み上げて、その報告をしてください。

事務局（指導官）

それでは、造作材に係る答申文を読み上げご報告いたします。

令和3年8月23日

徳島労働局長 伊藤 浩之 殿

徳島県最低賃金審議会 会長 関口 寛

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上です。

関口会長

その他の専門部会の報告と答申はお手元にお配りしてある答申文の写しをご覧ください。

それでは、続いて次第3「特定最低賃金に係る金額改正諮問について」に移ります。

特定最低賃金について「改正の必要性有り」との答申を行った場合は、改め

で徳島労働局長からの諮問を受けて、引き続き金額改正についての審議を行うこととなっています。

ここで「金額改正の諮問」をお受けしたいと思います。

それではお願いいたします。

(会長へ諮問文交付)

ただ今、局長から諮問を受けました。

事務局は代表して造作材の諮問文を読み上げてください。

事務局（指導官）

徳労発基0823第2号

令和3年8月23日

徳島地方最低賃金審議会 会長 関口 寛 殿

徳島労働局長 伊藤 浩之

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金

（平成26年徳島労働局最低賃金公示第3号）

以上です。

関口会長

それでは、金額改正審議についての手続きや日程等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（室長）

ただ今の諮問に関しまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、本日付で関係労使からの意見を聴取するための公示を行います。

金額改正の審議は、各特定最賃毎に専門部会を開催して行っていただきます。各専門部会の日程につきましては、先ほど開催されました合同専門部会で調整を行いましたので、ご報告いたします。

「造作材」は1回目が9月29日の午前10時からと2回目が10月4日の午前10時から、予備日として10月19日の午前10時からとしております。

「一般機械」は1回目が9月30日の13時30分からと2回目が10月5日の13時30

分から、予備日として10月19日の15時からとしております。

「電気機械」は1回目が10月8日の15時からと2回目が10月15日の15時から、予備日として10月19日の13時30分からとしております。

審議の会場は、後ほど事務局より郵送いたします開催案内通知にてお知らせいたしますので御確認ください。

なお、特定最低賃金の発効日を例年どおりの12月21日としますと、答申の期限は10月21日となります。

関口会長

特定最低賃金の審議につきましては、全会一致が基本ですので、労・使双方のご努力をお願いしたいと思います。

金額審議における各専門部会の議決の取扱いについては、第2回本審において、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき「専門部会で全会一致の議決が行われたときには、その議決をもって審議会の議決とする」ことが決議されていますので、改めて本審を開催することなく専門部会の議決をもって審議会の議決とすることとなります。

もし、全会一致に至らなかった場合の取扱いについて事務局より説明してください。

事務局（室長）

各専門部会で全会一致とならず採決によって部会報告を取りまとめた場合には、本審での審議が必要となります。

12月21日に発効させるためには10月21日(木)までに結審することが必要となっていますので、本審の開催が必要となった場合には、各委員のご予定を調整させていただいた上で開催日を決めさせていただきたいと考えています。

関口会長

それでは、最後の議題「その他」に移りたいと思います。何かありますでしょうか。

事務局（室長）

報告とお願いでございます。8月5日の専門部会と本審におきまして、中賃の申入れに対する要望を取りまとめて調整したいというお話だったかと思いません。3点ございまして、1点目は中賃の目安の決定に係る透明性のある説明を行うということ。2点目は中小企業に対するさらなる支援を要求するということ、3点目は最賃引き上げ後の経済への影響についての要望でしたが、本日立案

をお示しするまでに至りませんでしたので、案を作り各委員の方々にお示ししたうえで取りまとめて、9月末までに調整できるように考えておりますのでご協力をお願いします。

以上です。

平島委員

要望に関してでございますが、1点補足させていただきます。先ほどの3点の中にすでに入っていることですが、やはり今回の中央の目安ありき、各地方等の状況、本来それを論議していく委員会が、それを無視しているというのは言い過ぎかもしれませんが、我々だけでなく公益の先生方もご苦労されていると思いますので、最賃制度自体をもう一度検討していただきたいという思いがございます。それを一言だけでも載せていただければと思います。

事務局（室長）

3点にまとめたのは、その場で話した3点で、それ以外にもいろいろお話があったということをお聞きしています。それも踏まえたうえでと考えておりますので引き続き検討していけたらと思います。

以上です。

関口会長

その点につきましては引き続きよろしくお願いいたします。

それではここで、伊藤局長よりご挨拶をいただきたいと思います。

伊藤局長

伊藤でございます。委員の皆様には本日も審議にご参加いただきありがとうございます。

本日、諮問いたしました「徳島県最低賃金に対する異議申出」につきまして、審議のうえ答申をいただき、誠にありがとうございました。

この答申の内容に沿って、令和3年度の最低賃金を決定させていただきたいと考えております。

徳島労働局としては、改定された最低賃金額の周知に一層努め、確実な履行確保に最善を尽くしてまいります。また、最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主への支援にも努めてまいりたいと考えております。

今後とも労働行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますと共に、本日、諮問させていただきました特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが挨拶とさせていた

だきます。本日はどうもありがとうございました。

関口会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。

(閉 会)

以上